

審査結果通知に関するQ & A

支払額の確認に関すること			
NO	質 問	回 答	備 考
1	連合会から入金される介護給付費等の金額はどの通知で確認できますか。	介護給付費等の入金額は「介護給付費等支払決定額通知書」をご確認ください。通知書は入金の日前3日までに送信（または郵送）します。 ※原案作成の委託を受けている事業所については、「原案作成委託料支払内容通知書兼明細書」に記載された金額と併せて入金されます。	
2	連合会から入金される主治意見書作成料の金額はどの通知で確認できますか。	上記の「介護給付費等支払決定額通知書」に記載されています。	

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に関すること			
NO	質 問	回 答	備 考
1	返戻になった明細書等についてはどのように取り扱えばよいでしょうか。	『請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表』の備考欄に、「保留」ではなくエラーコードまたは「返戻」の記載があるものは、審査決定ができなかったものです。エラー内容を確認し、必要があれば再請求を行ってください。	
2	（サービス事業所） 保留になった明細書等についてはどのように取り扱えばよいでしょうか。	『請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表』の備考欄に「保留」の記載があるものは、下記のケースで給付管理票との突合審査が行えなかったものです。 ①居宅介護支援事業所から給付管理票が提出されていない場合 ②居宅介護支援事業所から提出された給付管理票が返戻となっている場合 保留になった場合は、居宅介護支援事業所へ連絡をして、給付管理票を提出するよう依頼してください。 保留分の請求明細情報は翌月審査に引き継ぐため、サービス事業所からの請求明細書の再提出は必要ありません。 ※保留期間は1ヶ月です。保留期間を経過すると返戻になります。返戻になった場合は再請求が必要になります。	
3	（サービス事業所） 「保留」になったものに誤りがあった場合、どのように対応したらよいですか。	保留分の請求明細情報は翌月審査に引き継ぎます。 返戻依頼をしていただくことで請求を取り下げることができますので、連合会にご連絡ください。	
4	（サービス事業所） 先月「保留」となっていたものが決定されたかどうか、どのようにして確認できますか。	保留となった翌月の『介護保険審査決定増減表』で確認できます。給付管理票が提出されたことにより決定された場合には、「保留復活分」に計上されます。 決定ができなかった場合には、『返戻（保留）一覧表』に「返戻」として記載されます。	
5	（サービス事業所） 先月「保留」となっていたものが、今月「返戻」になりました。どのように対応したらよいですか。	保留となった翌月に給付管理票が提出されていない（もしくは提出したものが返戻になって決定されていない）場合、保留分の請求明細書が返戻になります。請求明細書の再提出をしてください。居宅介護支援事業所にも再度給付管理票の提出を依頼してください。	
6	（サービス事業所） 給付管理票が未提出の県外被保険者について、「保留」とならず「返戻」になりましたが、なぜですか。	県内被保険者については保留期間が1ヶ月ありますが、県外被保険者については保留扱いにはならず返戻となります。	
7	『返戻（保留）一覧表』に表示されるエラーコードの一覧表はありますか。	エラーコード一覧は「介護給付費請求の手引き」に掲載しておりますので、ご確認ください。	連合会ホームページ参照
8	エラー内容について詳しく解説した資料がありますか。	福岡県国保連ホームページ⇒事業者の皆様へ⇒介護給付費請求の手引き⇒「8. 介護保険審査決定増減表について」及び「9. 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応について」をご参照ください。 「9. 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応について」には多数発生するエラーの原因と対応方法が記載されています。	連合会ホームページ参照
9	「生保受給者の公費本人負担額が15000円を超えています」 介護券の利用者負担額が15000円以上の方の請求はどのようにすればよいのでしょうか。	介護保険併用の方は15000円を施設療養から、残りを食費から差し引いて（請求額集計欄「公費利用者負担額」・特定入所者介護サービス費「公費分本人負担月額」に記載）請求してください。 ただし、H（生保単独）の方の場合は請求額集計欄の公費分利用者負担額に記載をしてください。（請求総額－公費利用者負担額＝公費分請求額） 具体的な記載例についてはWAMNET行政資料の検索に「生活保護制度の改正」と入力し検索していただく（2005年9/16付）「介護保険制度改正に伴う生活保護の取り扱い」に掲載されています。	エラーコード：AU02
10	「当該サービスコードの算定に必要なサービスが請求されていません」 身体介護20分未満に引き続き生活援助の請求をしたところエラーになりました。	「20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行った場合」のサービスが請求された場合、「11-4000：緊急時訪問介護加算」が記載されていない場合はAEFEエラー（資格：当該サービスコードの算定に必要なサービスが請求されていません）となります。	エラーコード：AEFE
11	「同時に請求できないサービスです」 予防の通所訪問サービスの140Yエラーについて	「1月につき」であるサービスと「日割計算用サービスコード」で同一サービス種類のサービスが同時に請求されている場合に140Yエラー（資格：同時に請求できないサービスです）となります。	エラーコード：140Y
12	「初期加算又は認知症緊急対応加算算定に必要な入所年月日が未設定です」	初期加算を算定している場合に「入所(院)年月日」が未入力の場合1401エラーとなります。	エラーコード：1401

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に関すること

NO	質 問	回 答	備 考
13	「入所年月日より30日を超えています」	初期加算を算定している場合に基本情報の「入所(院)年月日」から30日を超える場合1402エラーとなります。	エラーコード：1402
14	「入所年月日より7日を超えています」	(様式8以外で)認知症緊急対応加算を算定している場合「サービス提供年月」が、基本情報の「入所(院)年月日」から7日を超える場合1403エラーとなります。	エラーコード：1403
15	「査定でエラーのあるもの」	請求明細書と給付管理票の内容が不一致で、かつ、区分支給限度基準額の算定対象外（処遇改善加算を除く）の請求がある場合にこのエラーとなります。 請求明細書の内容に誤りがなければ、居宅介護支援事業所に給付管理票の修正を依頼し、請求明細書も再度請求してください。	

介護保険審査増減単位数通知書に関すること

NO	質 問	回 答	備 考
1	内容に「給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数(0単位)」と表示されている場合、どのように対応したらよいでしょうか。	給付管理票は提出されているが、当該サービス事業所の事業所番号・計画単位数等が入力されていなかった場合に、確定単位数(0単位)となります。返戻ではありません。居宅介護支援事業所へ連絡をして、給付管理票を修正するよう依頼してください。なお、サービス事業所の請求誤りの場合には過誤を行ってください。	連合会ホームページ「介護給付費請求の手引き」参照
2	内容に「給付管理票の実績を超えるもの」と表示されている場合、どのように対応したらよいでしょうか。	給付管理票の計画単位数が、サービス事業所の請求単位数より少なく入力されていた場合、給付管理票の計画単位数に合わせて減点となります。返戻ではありません。居宅介護支援事業所へ連絡をして、給付管理票を修正するよう依頼してください。なお、サービス事業所の請求誤りの場合は該当保険者の介護保険課へお問い合わせください。	連合会ホームページ「介護給付費請求の手引き」参照
3	給付管理票の誤りと考えられる場合、どのように対応したらよいですか。	居宅介護支援事業所に給付管理票の「修正」を依頼してください。翌月以降、給付管理票が「修正」されると、マイナスになっていた分が自動的に復活します。再請求の必要はありません。	
4	マイナスになっていた分が復活したかどうか、どのようにして確認できますか。	給付管理票の「修正」が提出された月に、給付管理票とサービス事業所の請求実績を突合せ、再度審査を行います。復活した場合には、『介護給付費再審査決定通知書』で通知します。	連合会ホームページ「介護給付費請求の手引き」参照
5	確定単位数が正しく、サービス事業所の請求に誤りがあった場合、どのように対応したらよいですか。	保険者によって対応が異なりますので、該当保険者の介護保険課へお問い合わせください。過誤の指示があった場合は、過誤の申立をしてください。	

介護保険審査決定増減表に関すること

NO	質 問	回 答	備 考
1	返戻がないのに請求差がでているのですが。	計算誤り等で請求金額が少ない場合は、審査を通ります。請求の内容をもう一度確認してください。	

その他の帳票に関すること

NO	質 問	回 答	備 考
1	「処遇改善加算総額のお知らせ」の見方について教えてください。	請求明細書毎の処遇改善加算サービスコードのサービス単位数×地域単価で計算した金額を積み上げたものが記載されています。保留・返戻になった分は含まれませんが、給付管理票との突合によって減点になった分については請求時の単位数を基礎として計上されていますので、実際に決定されて支払われた金額とは相違があります。ご注意ください。よって、金額には利用者負担分や社会福祉法人の軽減分による事業者負担分も含まれています。また、過誤取下分については請求時の処遇改善加算額をマイナスで計上します。	